

◆身体障がい者手帳

身体に障がいのある方が、医療の給付、補装具費の支給など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として、申請に基づき交付します。



☎お住まいの区の保健福祉センター 福祉業務担当
(06) 各区の局番 + 9857

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



◆障がい基礎年金

国民年金に加入中、または老齢基礎年金を受けるまでの60歳から65歳未満の間に、病気やケガで国民年金の障がい等級1級または2級に該当する障がいの状態になった場合に支給されます。



国民年金に加入の場合
☎お住まいの区役所 保険業務担当
(06) 各区の局番+9956・9959

初診日において国民年金の第3号保険者、厚生年金に加入の場合 ☎お近くの年金事務所
共済組合に加入の場合 ☎各共済組合



日本年金機構

療養生活の相談



◆保健師による相談

保健福祉センターでは、難病患者さんやそのご家族が抱える日常生活上の悩みについて、保健師が面接・家庭訪問・電話等で個別の相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。
(必要な場合、栄養士・歯科衛生士も相談に応じます。)

☎お住まいの区の保健福祉センター
地域保健活動業務担当
(06) 各区の局番 + 9968

◆難病患者療養相談会

大阪市保健所では難病患者・家族に対して、専門医師や保健師、栄養士、理学療法士等が病気や栄養、療養生活等に関して個別相談に応じる疾患別相談会と年1回の全体講演会を開催しています。また、同じ難病の患者さんや家族の方々の交流会も同時開催しています。(開催時期：8月～1月頃)
(状況により、内容の変更や中止となる場合があります。)



※大阪市のホームページから詳細をご確認いただけます。



☎大阪市保健所 管理課 保健事業グループ
(06) 6647-0649

その他の相談先



医師・難病医療コーディネーター
・認定遺伝カウンセラーがいます。

◆大阪難病医療情報センター

難病患者および支援者からのさまざまな相談に専門的な立場から応じるとともに、難病に関する情報の収集と提供を行い療養生活のQOL向上のための支援をしています。



☎ (06) 6694-8816
※相談受付：月・水・金曜日(休日除く)
10:00~16:00

医療・療養相談、生活相談

働き方相談

難病の遺伝相談

◆大阪難病相談支援センター (委託：NPO法人大阪難病連)

難病患者の療養生活に関する問題について、難病患者及びその家族、その他の関係者からの相談に応じます。講演会や学習会、患者同士の交流会なども行っています。



☎ (06) 6926-4553
※相談受付：月～金曜日(休日除く)
10:00~16:30
(開館時間は10:00~17:00)

療養生活の関する相談

就労に関する相談

患者会の情報提供

難病情報の発信(セミナー・メールマガジン)

大阪市住吉区万代東3-1-46
大阪府こころの健康総合センター3階

大阪市保健所 管理課 保健事業グループ
☎ (06) 6647-0923 【令和5年7月作成】

※ここに掲載されている内容は作成時点のものであり、変更される場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口へお問い合わせください。

OSAKA CITY
大阪市



難病と診断された方へ

大阪市では、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの)の患者及び家族を対象に、法令等に基づき事業を実施しています。

☎お問い合わせ先

～利用できる制度や相談機関のご案内～

医療費について

大阪市HP参照



◆指定難病医療費助成制度

指定難病にかかっている方(厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方)のうち、次のいずれかを満たしている方について、その治療にかかる医療費の一部または全部を公費により負担します。

- (1)厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方
- (2)指定難病における治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費(10割分)が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある方(軽症高額該当)

※各指定難病の概要、診断基準及び重症度分類等について、下記のホームページからご確認ください。



厚生労働省



難病情報センター

臨床調査個人票(診断書)のダウンロードが可能



指定医療機関一覧



医療費(調剤医療費を含む。)の支給を受けるには、都道府県知事又は指定都市市長から「指定医療機関」の指定を受けた医療機関で医療を受けることが必要になります。

*大阪難病医療ネットワーク

難病医療ネットワーク事業では、大阪府が指定した「難病診療連携拠点病院」「難病診療分野別拠点病院」「難病医療協力病院」を中心とした新たな難病医療提供体制を推進しています。
(HPには、診療連携拠点病院の診療情報も掲載)



◆重度障がい者医療費助成制度

次の方は申請により医療費の自己負担の一部について助成を受けることができます(所得制限有)。

難病法の医療費助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級(9号)相当の方 または 特別児童扶養手当1級(9号)相当の児童

☎お住まいの区の保健福祉センター 福祉業務担当
(06) 各区の局番 + 9857

◆その他の医療費助成

- ・特定疾患医療費助成(スモン等4疾患)
- ・先天性血液凝固因子障害等医療費助成
- ・スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業
- ・大阪府指定疾患医療援助事業 など…

☎大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課
難病認定グループ
(06) 6941-0351 (内線2525)

難病患者さんが利用できるサービス

◆介護保険

40歳から64歳までの方で、下記の老化が原因とされる16種類の病気に該当する方や65歳以上の方は、要介護認定の対象になる場合、介護サービスをご利用いただけます（利用者負担あり）。

* 地域包括支援センター（高齢者相談窓口）

介護、福祉、保健などに関して、地域のみなさまからの相談に応じたり、高齢者を支える地域づくりを進めたり、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するためのお手伝いをします。



☎お住まいの区の保健福祉センター 介護保険業務担当
(06) 各区の局番 + 9859 または お住いの地域の地域包括支援センター

《老化が原因とされる16種類の病気》下線のある病気は指定難病に該当する場合があります。

- ①がん※ ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り。



* 訪問看護 下記の病気については、要介護認定を受けている場合でも、医療保険を優先して訪問看護を受けることができます。

《医療保険から給付できる病気》※別表第7

末期の悪性腫瘍 多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症
ハンチントン病 進行性筋ジストロフィー症 パーキンソン病関連疾患 多系統萎縮症
プリオン病 亜急性硬化性全脳炎 ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー 脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 後天性免疫不全症候群 頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態



◆大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病かつ当該指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方のうち、医師が訪問看護を必要と認める方に対して、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者）又は訪問看護を行うその他の医療機関に訪問看護を委託し、必要な費用を交付する事業です。

☎大阪市保健所 管理課 保健事業グループ
(06) 6647-0923



◆大阪府在宅難病患者一時入院事業（大阪府事業）

在宅で療養されている難病の方が、介護されている方の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合、大阪府が指定している医療機関に一時的に入院することができる制度です。



◆がん患者等妊よう性温存治療費助成事業（非がん疾患）（大阪府事業）

将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがん患者さん等が希望をもってがん治療等に取り組みるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を予算の範囲内(注)で助成します。



☎大阪府健康医療部 保健医療室地域保健課 疾病対策・援護グループ
06-6941-0351(代表) (内線4225)

◆障がい福祉サービス

対象疾病を有する方は、これまで症状の変動などにより障がい者手帳の取得ができなかった方についても、必要と認められた支援が受けられます。 ※指定難病は、全て障害者総合支援法の対象に含まれています。



障害者総合支援法の対象となる難病

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（医療受給者証や診断書など）を持参して申請し、障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定は不要）

窓口で配布しています。



デジタルブック版福祉のあらし



障がい福祉サービスの種類と内容

☎お住まいの区の保健福祉センター 福祉業務担当
(06) 各区の局番 + 9857

難病患者さんの就労支援



すぐにでも就職したい

具体的な就職先を紹介してほしい

じっくり相談のってほしい

少しずつ就職に向けた準備を進めていきたい

職場定着のための支援をしてほしい

就職後も相談のってほしい

自分のペースで働きたい

一般就労は体力的に不安がある

治療や体調管理を優先したい

一般就労を目指す

福祉的就労を探す

・ハローワーク(公共職業安定所)専門援助部門

障がい者求人に限らず一般求人でも、本人の条件に合うタイムリーな求人情報が得られ、本人の強みを活かした職業開発につながるキャリア支援や仕事内容や利用できる制度等の情報提供を含めた職業相談も行っています。

また「難病患者就職サポーター」を配置し、就職を希望する難病患者に対して症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。



ハローワークリーフレット



企業・事業主の方へ

難病患者就職サポーターは、大阪難病相談支援センターや、大阪難病医療情報センターでも「就労相談」を実施しています。相談のご予約や詳細は、各施設にご確認ください。

・大阪障害者職業センター

障がいや難病のある方への就職や職場に定着するための相談、職業評価、職業準備支援等を行っています。また、就職または職場に適應する上で課題のある方に対して、職場にうまく適應できるようジョブコーチが事業所に出向く支援も行っています。



・大阪市障がい者就業・生活支援センター(通称:就ぼつ)

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいや難病のある方に対し、地域の福祉関係機関や雇用関係機関、企業と連携をとりつつ、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により一体的な相談支援を実施しています。



・就労移行支援事業所

一般就労を希望する方に対して、職場体験や能力向上に必要な訓練、求職活動の支援、適性に合った職場開拓、就職後の職場定着支援等を行います。利用期間は上限2年間。主に65歳未満が対象。

・就労継続支援事業所(A型)

一般就労が困難であるが、一定の支援があれば、雇用契約に基づく就労が可能である方が対象。主に65歳未満。一般就労に向け必要な知識及び能力向上のための訓練等支援も行います。利用期間の制限なし。

・就労継続支援事業所(B型)

以前一般就労していたが年齢や体力面で継続困難になった方や、雇用契約に基づく就労が困難である方などが対象。事業所が生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。雇用契約や利用期間の制限はなし。

